

インターネット公売・落札後の注意点

権利移転手続

入札終了後に安芸市税務課収納係から落札者に対しメールにて、落札した公売物件の売却区分番号及び担当部署の連絡先をお知らせします。メール確認後、できるだけ早く担当部署に電話連絡をし、手続を行ってください。

■必要な費用

| | |
|-----|------------------------------------|
| 動産 | ・買受代金 = 落札価格 - 公売保証金額 |
| 不動産 | ・買受代金 = 落札価格 - 公売保証金額 ・登録免許税相当額 |

ご注意

- ・必要な費用は一括で納付してください。買受代金納付期限までに、担当部署が納付を確認できる必要があります。
- ・上記以外に、必要書類の郵送料、物件の配送料、振込手数料、権利移転等に伴う費用は落札者の負担となります。

■必要な書類

- ・必要な書類の一部は安芸市ホームページからダウンロードできます。

| | |
|-----|--|
| 動産 | ア. 安芸市が落札者へ送信した電子メールをプリントアウトしたもの イ. 住所証明書 ○落札者が個人の場合：住民票など ○落札者が法人の場合：法人の商業登記簿謄本 ウ. 保管依頼書（買受代金納付時に公売物件の引渡しを受けない場合） エ. 送付依頼書（送付を希望する場合） |
| 不動産 | ア. 安芸市が落札者などへ送信したメールをプリントアウトしたもの イ. 住所証明書 ○落札者が個人の場合：住民票など ○落札者が法人の場合：商業登記簿抄本 ウ. 所有権移転登記請求書（不動産用） エ. 共有合意書（共同入札の場合のみ） オ. 共同入札代表者の届出書兼持分内訳書（共同入札の場合のみ） カ. 委任状(代理人による権利移転手続を行う場合) キ. 印鑑証明書 |

ご注意

- ・必要な書類は買受代金納付期限までに、郵送（郵送料は落札者負担）若しくは持参、いずれかの方法により安芸市に提出してください。

■物件の権利移転について

| | |
|-----|---|
| 動産 | <p>①直接引渡しによる方法</p> <p>買受人等が、買受代金の納付期限日までに、安芸市役所において身分証明書を呈示し、必要書類を提出したうえで、公売財産引渡確認書にサインし、公売財産の引渡しを受けます。</p> <p>また、買受人等は、印鑑をお持ちいただく必要があります。</p> <p>※代理人等が引渡しを受ける場合には、委任状も提出していただく必要があります。</p> <p>②郵送による引渡しを受ける場合</p> <p>安芸市が買受代金の納付及び必要書類の到着を確認した後に、公売物件を発送いたします。なお、送付費用等は落札者負担となります。公売物件によっては、安芸市で手配できないものがあります。その際は、買受人によって運送業者の手配を行ってください。</p> <p>安芸市は、運送業者への公売財産の引渡しをもって、買受人等が引渡しを受けたものとみなしますので、買受人等は、引渡し後の陸送中に生じた破損、紛失などの危険負担について、安芸市を追及することができません。</p> |
| 不動産 | <p>安芸市は、買受代金納付期限までに代金の納付が確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続（不動産登記の嘱託）を行います。</p> <p>また、開札日から所有権移転の登記手続完了までは、1か月半程度の期間を要します。</p> <p>なお、安芸市は落札者への不動産登記簿上の所有権移転登記は行いますが、実際の引渡しは行いません。</p> |

■落札者（落札者が法人の場合は代表者）以外の方が権利移転手続を行う場合

落札者本人（落札者が法人の場合はその代表者）が買受代金の支払いを行えない場合、代理人が買受代金の支払いを行えます。

ご注意

・落札者が法人で、法人の従業員の方が支払いを行う場合、その従業員が代理人となり委任状などが必要となります。

■買受人等が公売財産にかかる買受代金の全額を安芸市へ納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。

重要事項

落札後の権利移転手続における重要な事項です。必ずご確認ください。

| | |
|------------------------------|---|
| 危険負担 | 買受代金を納付した時点で、危険負担は買受人に移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難及び消失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。 |
| 瑕疵担保 | 安芸市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。 |
| 引渡条件 | 公売物件は、買受人等が買受代金を納付した時点の状況（現況有姿）で引渡しします。 |
| 執行機関の引渡義務 | <ul style="list-style-type: none">・「売却決定通知書」を保管人に提示して引渡しを受ける場合 安芸市は「売却決定通知書」を落札者に交付する方法により、公売物件の引渡しを行います。落札者は「売却決定通知書」を保管人に提示して公売物件の引渡しを受けてください。当該保管人が現実の引渡しを拒否しても安芸市は現実の引渡しを行う義務を負いません。・公売物件が不動産の場合 安芸市は落札者への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡し義務を負いません。物件内の動産類やごみなどの撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは、すべて落札者自身で行っていただきます。また、隣地との境界確定は、落札者と隣地所有者との間で行っていただきます。 |
| 返品、交換 | 落札された物件は、いかなる理由があっても返品、交換できません。 |
| 保管費用 | 買受代金納付期限に公売財産を引き取らない場合、保管費用がかかることがあります。 |
| 落札者（最高価申込者）決定後、公売保証金が返還される場合 | <ul style="list-style-type: none">・買受代金が納付されるまでに公売物件にかかる差押徴収金の完納の事実が証明された場合、物件を買い受けることができません。この場合、納付された公売保証金は全額返還されます。・買受代金の納付前に、滞納者から不服申立などがあった場合、公売の手続は停止します。手続の停止中は、落札者は買受けを辞退できます。辞退した場合、納付された公売保証金は全額返還されます。 |

ご注意

・入札方法が入札形式による公売で、公売物件が不動産などの場合、売却決定を受けた次順位買受申込者も落札者に含みます。

| | |
|--------------------|--|
| 落札後の注意事項に関するお問い合わせ | |
| お問い合わせ先 | 安芸市税務課収納係 |
| メールアドレス | zeimu@city.aki.lg.jp |
| 電話番号 | 0887-35-1007（収納係直通） |
| 電話受付時間 | 平日8時30分から17時15分まで |